

医師の働き方改革の議論が最近盛んである。われわれが新人の頃の当直翌日の外来診療は、「看護婦さんの夜勤明けは休みになるのに、何故医者には休みにならないのだろうか？」などと多少疑問に思ったこともあったが、当然のものとして受け入れていた。長時間勤務は医師の研修、スキル向上のために必要で、美德とまではいわないまでも、問題提起しようという動きはまったくなかったと記憶している。日本の世界に誇る国民皆保険制度が低コストで維持できたのも、医師の献身的な労働によるところ大であることは間違いない。「医師は聖職である」という固定概念が問題提起をしにくくし、長時間労働を容認してきたともいえよう。

しかし、時代は変革する。いつからか勤務医の燃え尽き症候群、医療崩壊が叫ばれるようになり、過労で自殺する医師も報道され、この問題を放置するわけにはいかなかった。最近ではいくつもの病院が基準を超えた残業で指導や勧告を受ける事態が相次いでいる。厚生労働省は、医師の労働時間をどう削減するか議論は始めているが、事はそう簡単には進まないようである。いわゆる「過労死ライン」とは発症前1カ月に100時間、または2～6カ月間平均で月80時間を超える残業（時間外労働）と定義されているそうだが、これを医師にそのまま当てはめると医療自体が成り立たなくなる恐れがある。そもそも現存する医療ニーズに対しては勤務医の過重な超過勤務が賄っていたので、現行の医師数のまま時間外労働を制限すると、医療の需給バランスが崩壊しかねない。日本医師会からも、時間外労働時間の上限について「医師の特別条項」などを設けることが提言されている。

労働時間の遵守については手術にも当てはまるわけで、「長時間の手術では、医師は一定時間を超えた場合はそこで勤務を終えないといけない」と指導された、という話をあるところから聞いた。そのままで患者は死んでしまうと言っても、それは考慮してもらえなかったとか。おかしい話である。また、遅くまで病院に残っていても、どこまでが業務でどこからが自分の勉強か、仕事とプライベートの線引きも難しい。医師の健康の維持のためには長時間労働の抑制は必要であることは間違いないが、誰もが納得できる解決策がみつかるまでまだまだ時間がかかりそうである。昔は上司が帰るまで部下は帰れなかったという話はよくあったが、今はそんなことをすればパワハラで訴えられかねない。いろいろな面でアバウトだった昔が懐かしいと思うのは、歳をとった証拠といえそうである。

（五十嵐敦之）

— 顧 問 —

肥田野信 大原國章

— 編集委員 —

大塚藤男 土田哲也 五十嵐敦之 相馬良直 林 伸和

「皮膚科の臨床」第60巻 第9号 8月号 2018年8月1日発行（毎月1回1日発行） 定 価（本体 2,700 円＋税） 年間購読料金 定価（本体 42,100 円＋税） 〔年間13冊（臨時増刊号、増大号を含む）の誌代〕 〔年間予約購読者に限り送料無料〕	発行所 金原出版株式会社 発行者 福村 直樹 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-14 TEL 03(3811) 7165〔編集室直通〕 TEL 03(3811) 7184〔営業部直通〕 FAX 03(3813) 0288 ホームページ http://www.kanehara-shuppan.co.jp 振替口座 00130-1-191269 印刷所 三報社印刷株式会社 TEL 03(3637)0005 広告申込先 福田商店 TEL 06(6941)5600
---	---

- 本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権（送信可能化権を含む）、貸与権、二次的著作物への利用に関する原著者の権利は、金原出版株式会社が保有します。

- 〔JCOPY〕＜出版者著作権管理機構 委託出版物＞

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつと事前に、出版者著作権管理機構（TEL：03-3513-6969、FAX：03-3513-6979、E-mail：info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。